



—— 発行 ——  
宇治市農業委員会

—— 編集 ——  
宇治市農業委員会編集部  
TEL 22-3141

## 宇治市農業委員会の委員 及び 農地利用

### 最適化推進委員 を募集します!!

募集期間 平成29年2月15日(水)～3月14日(火)



農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会は「農地法等に基づく許認可事務」のほか、新たに「農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）」が法令業務となり、積極的に取り組んでいくこととなります。

農業委員の選出方法は、選挙制度が廃止され、議会の同意を要件とする市長の任命制に変更となります。また、農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員会が委嘱することとなります。

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に熱意をお持ちの方なら、自薦、他薦を問わず応募できます。

**●募集人数・応募資格・業務内容**

◇**農業委員 14人**

農業に関する識見を有し、委員の職務を適切に行うことができる方

農業委員会の総会等に出席し、農地法や他法令に基づく、農地の権利に係る許認可等に関して審議を行いますとともに、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項について、その職務を担います。

◇**農地利用最適化推進委員(推進委員) 5人**

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その推進のための活動を行うことができる方

農業委員と連携し、担当する区域(右表参照)において、主として農地等の利用の最適化の推進のための活動(農地集積を図るための農地の貸し手や借り手の掘り起し活動など)を行います。

**●募集受付期間**

◇平成29年2月15日(水)～3月14日(火)  
【午後5時15分までに持参・必着】

**●任期**

◇平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間(予定)

**●報酬・旅費額**

◇**報酬月額 33,500円**(農業委員、推進委員。会長、会長職務代理者は別途規定)

◇**旅費額** 実費相当額、市条例に拠ります。

**●募集方法**

◇**推薦**(団体・法人推薦又は3人以上の農業者個人連名による推薦)又は**応募**(自薦)によります。所定の様式に必要書類を添え期限までに右記申込先に持参又は郵送により提出してください。

※ 募集要項及び所定の様式は、右記申込先や市内のJA京都やましろ各支店(中宇治・東宇治・西宇治)の窓口へ備え置きます。

また、宇治市のホームページからもダウンロードできます。

**●選任方法**

◇**農業委員**

市長が、委員候補者を選考・決定した後、市議会の同意を得て、任命します。

その他、法令等の規定により、選考に当たっての条件があります。

◇**推進委員**

農業委員会が選考し、委嘱します。

農業委員会は、応募等の結果をもとに1担当区域につき1人の推進委員を決定します。

**【農地利用最適化推進委員が担当する区域】**

区域番号	区域名	字名
1	笠取	炭山、二尾、池尾、東笠取、西笠取
2	東宇治	木幡、五ヶ庄、菟道、志津川
3	槇島	槇島町
4	小倉・伊勢田	小倉町、伊勢田町、安田町
5	広野・大久保・中宇治	広野町、大久保町、宇治、天神台、神明、羽拍子町、開町、白川



※その他、募集の条件・手続等の詳細は、各募集要項をご覧ください。

◇**農業委員(問い合わせ・申込先)**

市民環境部農林茶業課(市庁舎6階)  
電話番号 0774-22-3141 市役所代表  
(内線 2214・2213)

◇**推進委員(問い合わせ・申込先)**

農業委員会事務局(市庁舎8階)  
(内線 2591・2590)

## 農業委員管外視察研修

平成28年11月14日、和歌山県農業試験場暖地園芸センター、株式会社早和果樹園及びJA紀の里ファーマーズマーケット「めっけもん広場」を訪問し、花き・野菜に関する試験研究の状況、6次産業化の先進的な取り組みや直売所等について、農業委員管外視察研修を行いました。

最初に訪問した和歌山県農業試験場暖地園芸センターは、主に、特産花き、野菜の栽培技術開発や、オリジナル品種の研究開発を通じて、収益性の高い農業の振興の実現を目指して日々研究開発に取り組んでおられ、研究開発に当たっては、農業に従事される方の視点を常に意識しながら行っているとのことでした。

続いて、午後からは榊早和果樹園を訪問し、6次産業化の先進的な事例について視察しました。早和果樹園は平成12年に法人化し生産・加工・販売の6次産業を経営の柱とされています。従来、加工用のみかんの価格は安価でしたが、付加価値の高い商品を自社で開発し販売を行うことにより、単価を引き上げることができ、その結果、地域の所得向上に寄与したとのことでした。

最後にめっけもん広場を訪問しました。旬の美味しい地場産野菜や果物を豊富に取り揃えておられ、また、提携JAより美味しい野菜や果実も入荷されています。年間80万人以上の方が来場され、競合店も増える中、全国で初めて営業開始からの合計来場者が1,000万人を突破したとのことでした。



## 税制問題研修会



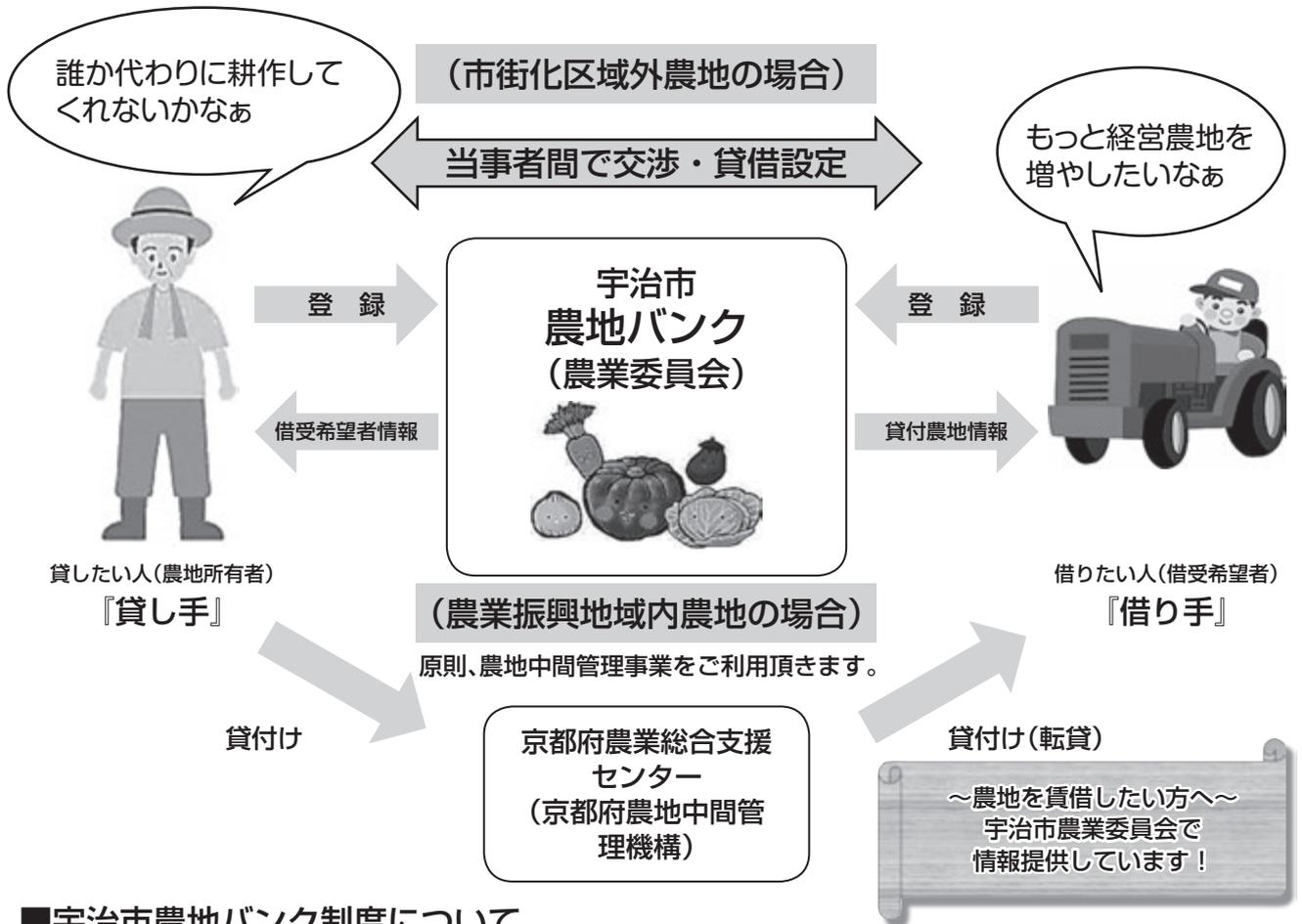
平成28年12月5日、「消費税制度」をテーマに税制問題研修会を開催しました。

京都府農業会議の担い手スペシャリストに登録されている徳田敏彦税理士を講師にお招きし、配付資料をもとに、税額計算の特例制度や適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）などについて講演していただきました。

終了後の質疑では、仕入れ税額控除の要件や軽減税率の対象品目等に関する質問が農業委員より出されました。

**農業者年金は、農業者だけが加入できる年金です。**

# 宇治市農地バンクに登録しませんか



## ■宇治市農地バンク制度について

耕作放棄地発生 of 未然防止と農地の有効利用促進を図るために、宇治市農業委員会では、「宇治市農地バンク制度」を創設しました。

「宇治市農地バンク制度」とは、農業従事者の高齢化や非農業者による農地の相続などにより、所有者が管理できなくなった又はその見込みのある農地を事前に登録し、借りたい方へ紹介して利用頂くための制度です。農地バンク登録者は、随時募集しています。

## ■農地を貸したい人

- ① 登録できる農地  
農地所有者が耕作できなくなった農地。山林・原野化した農地は登録できません。
- ② 賃借料  
ご希望の金額(無料を含む)を記入できますが、実際の金額は、利用希望者と相談して決めて頂きます。

# 全国農業新聞

家族も非農家も楽しめる新聞です。

全国農業新聞は、農業の最新情報を提供。農業全般の情報や地域の明るい話題なども紹介し、ご家族や非農家も楽しめます。

- 毎週金曜日発行, B3版 8～10ページ
- 月額700円(送料、消費税込)
- 発行所：全国農業会議所

講読のお申し込みは、農業委員会事務局へ

## ■農地を借りたい人

- ① 原則、3,000㎡以上の経営農地（自作地＋借入地）を現に耕作している個人・法人  
なお、現に耕作放棄地を有している場合、農地を借りることはできません。
- ② これから農地を借りて農業経営を始めよう（新規就農しよう）とする個人・法人  
ただし、次のような農業に関する実務経験・研修経験を有していること。
  - 1) 農業大学校等公的機関の研修修了者
  - 2) 京都府の「担い手養成実践農場」における実践的な研修の修了者
  - 3) 農地所有適格法人等での雇用による実務経験・研修経験を有している者
  - 4) 農家での実務経験・研修経験を1年以上有している者※農業経営を行う必要があるため、農業経験のない方は農地を借りることはできません。

## ■留意事項

- ① 登録の有効期限は、申請日から起算して3年が経過する日の属する当該年の年末までとし、有効期限が切れると登録抹消となります。その際、再度登録申請が必要です。
- ② 農地バンクでは、農地の売買のあっ旋は行いません。
- ③ 農地バンクに登録されても借り手が見つかるまでの間、貸し手は、草刈り等の保全管理を行って頂く必要があります。

## 平成28年度「農地の利用状況調査」

宇治市農業委員会では、農地法第30条の規定による「農地の利用状況調査」を行いましたので、今年度の状況をご報告します。

平成28年4月から11月まで順次、農地の全筆調査を行ったところ、約23.2haが荒廃農地となっていました。

調査の結果、農地として有効利用されていないと判定した農地の所有者等については、農地法第32条の規定による農地利用意向調査を行います。所有者等に対し農地を今後どのように利用されたいかの調査ですので、調査回答にご協力願います。

なお、調査への回答後、6ヶ月たっても改善が見られないときは、農業振興地域内の農地については農地中間管理機構と協議する旨を「勧告」します。この場合、該当農地の固定資産税額が増える場合がありますので、ご承知おき願います。



農地は、何もしないとすぐに雑草が伸び、草むらとなります。雑草が繁茂すると病害虫の発生や鳥獣被害に繋がるなど周辺に迷惑をかけることとなりますので、作付けをしない農地は定期的に草刈りや耕起を行い、保全管理に努めましょう。自分で管理が困難な場合は、農地バンク制度を利用して頂くか、JAなどに委託することをお勧めします。

農業委員会が随時確認に回っており必要に応じ指導を行い改善を求めますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

# フォーカス

## 「自分の力で農業を」



榎島 若林 和志さん

農業を始めたきっかけは、「社会人となって最初に青果の小売業に携わり、産地研修で桃農家を訪れました。その時、高齢者の方の作業されている姿が原風景となり、それ以降、農業のことが頭から離れなくなった。」とおっしゃっておられました。その後、溶液栽培技術を有する企業に携わり、様々な経験を積み、「自分の力で農業を」と決心されました。土地探しには相当苦労されたようですが、紹介で農地を借りることができ、平成27年春から、いちごの生産と観光農園を始められました。

### ●経営内容は？

いちご ……………約 2,500㎡  
ハウス5棟  
あきひめ、紅ほっぺ、かおりの3種類を栽培。

### ●農業の魅力は？

何もかもが手探りの状態ですが、愛情をかければ応えてくれるのが魅力です。  
現在は農業が趣味みたいなものです。

### ●つらいこと・難しいことは？

始めてから、日々勉強ではありますが特に辛いことはありません。  
初年度は3,000人ほどの来園者がありましたが、今のままでは将来が不安になりますので、もっと来園者を増やしていきたいと考えております。観光農園としての基盤整備（トイレ、駐車場）の推進等、現状の課題は多いです。

### ●今後やりたいことや夢は？

今後は営農規模の拡大を図っていきたいです。また、研究機関等において京都府産のいちごの品種を作ってほしいですね。京都のオンリーワンを目指したいです。

（記事：多田 岳史）

### 感想

お話をお聞きしている間、終始いちごや農業に対する熱い想いを語られていたのが、非常に印象的でした。宇治産いちごの生産農家として一層のご活躍を期待しています。

（感想：高田 悦和）